

第九十六回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議 録 第九号

昭和五十七年三月二十五日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 枝村 要作君

理事 愛野興一郎君 理事 麻生 太郎君

理事 檜橋 進君 理事 渡辺 省一君

理事 岡田 利春君 理事 中西 績介君

理事 田中 昭二君 理事 小淵 正義君

理事 北口 博君 理事 久間 章生君

理事 古賀 敏君 理事 保利 耕輔君

理事 三原 朝雄君 理事 山下 徳夫君

理事 塚田 庄平君 理事 細谷 治嘉君

理事 岡本 富夫君 理事 小沢 和秋君

理事 石原健太郎君

出席政府委員

資源エネルギー庁 石炭部長 福川 伸次君

委員外の出席者

参考人 (石炭鉱業審議会 会鑑審部会部長) 加藤 一郎君

参考人 (佐賀県知事) 香月 熊雄君

参考人 (佐賀県知事) 香月 熊雄君

参考人 (福岡県鉱害対策連絡協議会会長) 三村 保君

参考人 (三井石炭鉱業株式会社社長) 松田 修君

参考人 (石炭鉱害事業団理事長) 町田 幹夫君

商工委員会調査 中西 申一君 室長

本日の会議に付した案件

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

○枝村委員長 これより会議を開きます。

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として石炭鉱業審議会鑑審部会部長加藤一郎君、佐賀県知事佐賀県知事佐賀県知事組合連合会会長三村保君及び三井石炭鉱業株式会社社長松田修君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、ただいま議題となつております本案について、それぞれの御立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人から御意見をそれぞれ十分程度お述べいただいた後、委員の質疑に對してお答えをいただきます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を受けることになっております。

それでは、まず加藤参考人にお願いたします。○加藤参考人 加藤でございます。

きょうはお招きをいただきましてありがとうございます。私がお招きを受けたのは、

石炭鉱業審議会鑑審部会の部長ということだと存じておりますが、私の専門は民法でございます。その関係から損害賠償について関心を持っております。この関係から、特に鑑審復旧法についての専門家というわけではないので、そういう関係で前からも部会に入つていたようなことがございまして、私が部長として審議をするということになりました。その点よろしくお願いいたします。

鑑審部会としましては、昨年の六月に大臣から石炭鉱害関係二法の有効期間の延長についてという諮問を受けまして審議を進めてまいりましたが、昨年の十二月に答申を出した次第でございます。その審議の経過それから内容について、簡単に最初に御説明をいたしたいと存じます。

まず、審議の前提としましては、現在復旧すべき鑑害量がどれくらいあるかということが問題になるわけですが、これにつきましては、通産省で昭和五十四年からやつております鑑害復旧量の調査というのがございまして、昨年までの結果が出ております。これは金額は五十四年当初の金額で出ております。現在また復旧費等上がったので、そのときの金額としまして六千六百七十億円という数字が出ております。委員の中では、これは少し過大ではないかという議論もございました。

つまり、十年前、昭和四十七年に十年間の期間延長を決めた際には鑑害量は千七百億であった、そしてそれがその後十年間復旧を続けてきておりまして、最近では年間に六千億余りの資金を投じているわけですから、鑑害量は当然減つていくはずだ、鑑害復旧の進捗率も、全体をならしてみますと八割近くまでいっているという状況なのに、なぜ現在六千億余りのものが残っているかというのが最初の疑問で、いろいろそれを資料などについて検討いたしました。

通産省あるいは調査をした方の説明といたしましては、復旧は進んだけれども、その後復旧費が非常に増加してございまして、昭和四十七年に把握した鑑害のうち、残存量が現在価格、五十四年価格で申しますと三千百億も残っている、そのほか四十七年以後に増加した新しい鑑害、それから浅所陥没とか湧水とか、これは閉山に伴い、また閉山後の期間が延びるに従つてそういういふままになつた新しい鑑害がふえてきていて、それからさらに科学調査が発達いたしましたり、あるいは鑑定などによつて新たに鑑害と認定されて復旧を要するものも出てきている、そういうものを合わせますと六千六百七十億になるという説明でございました。私どもとしては、そういう数字として一応納得がいく説明がありましたので、それを前提として審議を進めることになつたわけであります。

次に第二には、それではこの石炭鉱害関係二法を延長すべきかどうか、延長するとすれば何年が適当かということが問題になりました。これは必ずしも、当然延長しなければならぬというものではないわけで、本来、鑑害法の鑑害賠償制度から申しますと、これは賠償義務者である鑑害権者と被害者との間の私法的な賠償で済ますはずのものでございまして、鑑害法には、御承知のとおり無過失の鑑害賠償制度というのが昭和十四年からできております。しかし、それでは一たん鑑害に遭いました農地あるいは家屋等の復旧が進まない。と申しますのは、鑑害法では金銭賠償の原則をとつておりまして、極端なことを言いますと、被害農地を時価で買い上げればそれで金銭賠償は済んでしまふという形になっております。しかし、それでは荒れた農地はそのままでございますから、復旧法をつくりまして、国土保全の見地と民生安定の見地から国が補助を出して復旧をしようというのが

この趣旨でございます。ですから、復旧法がなくなりましたも鉱害賠償だけで動かないわけではない。しかし、戦後のいろいろな事情、それから、産炭地域のいろいろな事情を考慮して臨鉱法をつくって復旧をしようということに踏み切ったわけでございしますから、現在これを突然やめることはもとより適当でないだろう、やはり被害が残っており、その復旧が必要な限りはそれを続けるのが妥当ではないだろうかということで、これは延長をすべきである。

それでは何年延長するかということになります。が、いままでは大体十年刻みで延ばしてきておったのですが、現在はいろいろ行政改革の問題もあり、国庫の支出を抑制するという要請もあるもので、委員の中でもかなり厳しい意見もございました。つまり、かなり資金を投入しているけれどもなかなか鉱害がなくなることはないか、一体効率的にやられているのか、あるいはそれは少し見直しが必要で放漫に過ぎるのではないかと、それから、実際には産業化している、というと語弊がありますが、復旧事業でかなりの労働力が雇用されておりますので、そういうものがずっと永続していくのでは困る、いろいろな御意見がございました。しかし、やはりまだ鉱害が残っている以上、それを復旧するのが本筋である。本来ならばこれを完全に復旧すべきであります。そうだとしますと、いま六千何百億、それでこれが五十四年の計算ですから、五十七年までは三十九年復旧しておりますので、それがまた千億余り減っているはずですけれども、いづれにしても現在の年間六百億余りの復旧量でまいりますと、十年というのはいちつのめどではないだろうか、復旧費もまた上がつてまいりますから、それで完全になくなるかどうか必ずしもわかりませんが、ともかく十年間で鉱害を完全に復旧するという態度で十年間の延長を決めるべきである、そういうのが部会の結論でございます。

さらに、今度は期間を延長するした場合に、いまの臨鉱法の中身はそのままいいだろうかということはいろいろ検討いたしました。これは被害

者側の団体あるいは石炭鉱業の方からの要請と、いろいろな要望が出てまいりましたので、それを逐一個別的に検討して、とるべきかどうかを見たわけでありまして。しかし、法律自体としてはこれはいままでは数回の改正を経てきておりまして、その間に、法律的にやれるところあるいは財政的にやれるところは一応手を打つてあるという形に、いま法律改正をしても改善をしなければならぬという点は直接はない、それから、いまの厳しい情勢からすると、これ以上改正をすることは適当でない、そういう判断から、法律の新たな改正はしないで、運用上措置ができることは運用の問題として考慮していったらいいのではないかと、ということで、個別的に検討した項目それぞれにつきまして、部会としての結論を一応出しておりますが、それは、いまの臨鉱法のたてまえ、制度の枠組みはそのまま維持しながら、運用の面で改善できるところは改善した方がいい、そういう結論になっております。

いろいろ細かい項目はございますけれども、それは一々御説明している時間もございませんので、大きく申しますと、効率的に復旧を図るべきである、計画的、効率的な復旧の促進ということ、それから、できれば地方公共団体にできるだけの協力をしていただきたい。これは有資力、無資力の鉱業権者が併存しているような複雑な地区もございしますし、そういう場合に鉱業権者、被害者それから事業団、そういうものの話し合いを円滑に進め、それを取りまとめるために地方公共団体にも御援助をいただきたいという考えでございます。

そんなことで私の持ち時間も一応終わりましたので、これで最初の話は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○枝村委員長 ありがとうございます。

次に、香月参考人にお願いたしました。○香月参考人 私は佐賀県知事の香月熊雄でございます。衆議院石炭対策特別委員会の諸先生には、鉱害復旧につきまして日ごろから格別の御高配を賜っております。さきにまた、臨時

石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償法等の一部改正に当たりましては格別のお力添えをいただいております。この機会に改めて厚く御礼申し上げます。さて、本日審議されております鉱害三法は、いづれも佐賀県鉱害地域におきましてはきわめて重要な法律でございます。大変関心を寄せていたところでございます。私に発言の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

まず第一点は、鉱害対策費の確保と復旧の促進についてでございますが、事業の財源であります原重油関税収入は、現在の脱石油と申しますか、いろいろな省エネの関係で輸入が落ち込んでおりまして、今後関税収入の落ち込みが予想されるわけでございますので、予算の安定的確保を図っていただきますとともに、国の長期計画策定に当たっては、県の意向を十分反映していただきたて、計画的な復旧ができるようにしていただきたて、このように考えます。

次に第二点は、軟弱地盤地域の施行制度確立についてでございますが、本県の有明海に面します軟弱地盤は全国一と言われております。ところで、本県鉱害量のおよそ八〇％は、この全国一の軟弱地盤地域でございまして、ほかの地域に比べまして農業用施設及び家屋の基礎工事等約三倍の割りに高くなっております。計画的な復旧を図りますためには特別な予算措置が必要であらうか、かように考えます。

なお、この地域では、現在最良と考えられる工法で復旧しておりますが、復旧後、沈下、傾斜等により手直し、または再復旧の必要が生じております。このことから、特別に地域の実情を踏まえて、予算の重点配分並びに補修工事の実施などにつき適切な対応が絶対必要ではないか、このように考えております。

第三点は、果樹園鉱害認定基準の緩和についてでございますが、果樹園特にミカン園の鉱害は、地下探掘によって生じた亀裂によりまして、地下水及び保水力が低下したものでございします。

本県での申し出面積は、千二百三十九ヘクタールが申し出されておりますけれども、認定内示になりましたのは七百一十ヘクタールでございます。非認定が八百二十九ヘクタールということになっております。未認定内示を受けた被害農家は、この基準を十分納得せず、農家間の融和が損なわれておりまして、県としても大変苦慮いたしておるところでございます。

現在、なお地下水及び保水力は依然として復元していかない樹園地もございします。未認定園につきましては、科学的に影響範囲や安定の時期について調査検討をいたしまして、実情に見合う判定をしていただきたて、かように考えておるところでございます。

第四点は、ボタ使用家屋の再復旧制度の確立についてでございますが、ボタを使用した鉱害復旧は、ボタ山処理を兼ねまして、国の強い懸念によりまして県も同調いたしまして、国、県が奨励したものでございまして、本県でも六百五十四戸の家屋が復旧されておるわけでございます。このうち、生ボタを使用した家屋では物理的、化学的变化を起こしまして、亀裂あるいは腐食、悪臭が発生しておりますが、これは居住者にその責めを負わせることはできないものと、かように考えます。したがって、何らかの改善措置が絶対必要ではなからうか、このように考えます。

第五点は、賠償能力のない有資力炭鉱の無資力化促進についてでございますが、佐賀県におきましては、東松浦郡、西松浦郡地方に古い中小炭鉱が相当数ございします。これは、交渉に成しないものが一社、当事者能力がないものが三社、また、能力がございしても債務超過のためにまだ解決しないものが二社ございまして、実害がありながら鉱

害認定が進まず、社会問題となっております。この問題を早期に解決するためには、国の強い行政措置が必要と思われ、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

次に第六点は、鉱害認定の促進についてでございますが、法改正によりましてその期限内に復旧させるためには、認定の促進を図る必要がございます。未認定の中には、科学調査等を必要とするものが本県でも相当数あるようでございます。したがって、調査委員等の増員を図るなど、随時対応できるような措置を講じていただきたい、このように考えます。

次は、第七番といたしまして、山林原野の浅所陥没について申し上げます。

山林原野の鉱害復旧につきましては、原則として、御答申のとおり、やむを得ないものと考えております。しかしながら、山林原野に現在発生している浅所陥没、亀裂等は、そのまま放置すると人命にかかわる危険性がございまして、さらにまた、災害を誘発するおそれが多分にあるので、適切な措置をしていただきますようお願い申し上げます。

次に、最後でございますけれども、鉱害打ち切り金銭賠償受給者に対する救済措置についてのお願いでございます。

本県では、農地で約六百三十ヘクタール、家屋でおよそ千八百二十戸が金銭賠償で打ち切られておりますが、賠償法体系から復旧の対象とならないことは原則としてございまして、さきに述べたように、当時の現地の実情は、十分内容を知らない被害者が多く、また、半ば強制的、高圧的に涙金で解決しているのがほとんどでございます。これに對しまして、県等におきましての行政指導も不十分であったと考えられます。しかしながら、現実的には、鉱害のためにその地域が非常に苦しんでおります。金銭賠償で広域的に処理されている地域については、別の角度から、用排水路、農道等の農業用施設あるいは県道、町村道等の公共施設につきましても、救済策がないか、ぜひひとつ検討をお願いいた

したい、このように考えます。

以上八点について意見を申しましたが、よろしく皆様方の御検討を相煩わしい、このように考えます。どうもありがとうございます。(拍手)

○枝村委員長 ありがとうございます。

次に、三村参考人にお願いたします。

○三村参考人 三村でございます。鉱害被害者の立場から、お願いと希望を申し述べさせていただきます。

本日、臨時石炭鉱害復旧法と石炭鉱害賠償法の期限延長の御審議に参考人として口述の機会を与えていただきましたことを衷心から御礼申し上げます。

福岡県の石炭鉱害は、筑豊地方に大体集中しております。私の申し上げます筑豊地方とは、粕屋郡、嘉穂郡、田川郡、鞍手郡、遠賀郡と山田、飯塚、田川、直方、中間の各市と北九州市の一部を含んだ地区のことでございます。

通産省で鉱害調査を行っていただきましたが、昭和五十七年初めで、全国ベースではなお六千億円からあると言われているようでございます。従来、筑豊地方の鉱害は、全国鉱害量の約八割弱が筑豊地方に集中しておると言われております。そういうことから考えてみますと、この狭い筑豊地区になお五千億に近い鉱害が残存しておると考えられるわけでございます。この鉱害量の残存は、大体一遍にできたものではございません。ずっと古くから起こっておるようございまして、その間、地域住民なり、特に農民の生活基盤の阻害ははかり知れないものがあったと思っております。

私の住んでおります部落は、大体筑豊のどこにでも見られるようなありふれた部落でございますが、この部落も明治の終わりごろから一部の鉱害があつたようございまして、炭鉱が長壁式の採炭方法を取り始めました昭和に行つてからの鉱害は急速に進んでおります。その上、戦時中の乱掘、終戦後の国家再建のための強行採炭は、部落の農地四十五ヘクタールのうち二分の一を水没させてしまいました。残りの二分の一は無収田に近い鉱

害収取田となつたわけでございます。当然、農民は生活ができませんために転業等を余儀なくされたわけでありまして、その上、家屋は地盤沈下のために再々浸水するというような悲惨な状態でございます。

それが、昭和二十二年以降鉱害関係のことが考えられ、あるいはその後に至りまして、臨時石炭鉱害復旧法等が施行されましたことによつて、最近に至りましてようやく農地らしい形態がよみがえつてまいりましたけれども、半世紀以上にわたる鉱害との戦いは本当に苦難の連続であり、また忍従の一語に尽きると言えます。それでも私の部落は復旧に取り組んだのが早かつたのでありまして、やや農地も返つてまいりましたが、復旧途上の被害者や未着手の鉱害地のことを思いますと、何とも言えない気持ちになるわけでございます。先生方も数次にわたり現地をこらうくださったと思つております。鞍手郡の小竹町の鉱害、遠賀川の堤防を走つております国道二百号線からごらんいただければその無残さがはつきりわかつていただけたと思つております。こういう地区は、単に小竹町だけでなくして、宮田町、桂川町、田川市等至るところにそういう状況が見られるわけございまして、地域住民は一日も早く復旧されることを強く望んでおります。旧産炭地の浮揚が叫ばれておりますけれども、鉱害復旧がない限りは、この筑豊の浮揚は望まれないとさえ言われております。

石炭合理化法によりまして炭鉱閉山で、筑豊から鉱山は完全に姿を消しました。しかも数年以上を経過しておりますので、鉱害も安定しており、新しい鉱害の発生を考慮する必要はほとんどなくなつておると思ふます。復旧の時期、条件はそろつております。このような時期に関係法律の期限が迫りました。残存鉱害解消のために提案されております関係法律をぜひ延長していただいて、計画的復旧が行われるよう御配慮をお願い申し上げます。ともに、今回の審議で、十年の間にぜひとも鉱害をゼロにするようにしていただきたいというふうに考えておりますが、私も長い間鉱害に苦しみ

たくないと考えておりますので、今回限りの延長にしたいので、今度の十年間にはぜひとも鉱害を完全に復旧していただきたいとお願いする次第であります。

次に、鉱害復旧の財源についてお願い申し上げます。

復旧財源は、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定で賄われておることを知っておりますが、この二、三年は毎年のように年度途中で、歳入不足の心配から、一時的であります。関係のお役所や先生方の御配慮により、各年度とも年度内には復旧工事見合わせは解除され、混乱なく済みましたが、今後十一年に六千億からの財源を復旧することになります。新聞では、石油の輸入減少傾向が続くかのような報道をたびたび掲載しております。素人の私には、財源はこれで安心かという不安がたびたび起こります。当然、復旧計画を担当される関係省では十分考慮されることと思ひますが、財源不足による復旧の遅延、そのために法律の再延長問題が起こることのないように十分御配慮をお願い申し上げます。

次に、復旧工事について意見を述べさせていただきます。

第一が、復旧工事施行後に起きる追加工事についてであります。

追加工事とは、復旧工事着手前には予想していなかった悪い状態が工事竣工後起つて効用回復が十分なものに對し、回復を図るために行われる工事のことでありまして、農地の復旧工事が終わりますと、効用回復の検査が行われることになつております。効用が回復しておると認められますと、加害炭鉱の賠償責任は解除されます。しかし、農民が復旧田を一年か二年耕作してみても、効用の回復が十分であることがわかりましたと、法律に従つて再検査の請求をしたり、あるいは再工事施行の陳情等を行った農地に対して行われている

工事を追加工事と申しておりますが、早急に工事を着工していただきたいと考えております。

しかし実態は、十数年を経てまだ追加工事が施行されない地区もあります。今日のような追加工事の施行程度では、法律を十年延長したとしても、延長期間内に追加工事が完了するとは思われません。炭鉱は復旧工事の終了で責任を解除されますが、農民は被害が残っている状態の田を耕作しなければならぬような状態であり、そのために、農用地としての利用幅に大きな支障があることはもちろんでございますので、追加工事の必要田は早く工事をしたいと考えて、農用地として十分活用できるようにしてもらいたいとお願ひ申し上げます。

なお、追加工事については、家屋復旧等にはこの方法がとられておりませんが、復旧後の戻り現象が強かったり、軟弱地盤等のため復旧効果不十分なものがございますので、農地同様の追加工事を考えていただきたいと思っております。

第二が、農地復旧に伴う可動井せき、揚排水ポンプ等の維持管理についてでございます。

有資力炭鉱は、こんな施設をつくりますと、維持管理費を計算方式によつて計算して一応積み立てることになっております。しかし、無資力炭鉱の復旧の場合は、維持管理費の積み立てが行われず、毎年の必要経費を石炭鉱害事業団が支払っております。事業団九州支部では、施設約八十カ所、年間経費おおよそ一億円程度を支払つておられると思っております。法律が十年延長されますと、その間の経費は支払われますが、その後の対策、方針は何ら示されていないように聞いております。また、早く施設をいたしましたこういう施設が、すでに耐用年数が来ておるものの、更新等について明らかではありません。法律延長に際しましては当然考えていただいていいのではなからうかと考えておりますが、十年延長されますとその期間だけは事業団で保証されますので、この期間中に将来どうするかということをご考慮していただきたいと考えております。

第三の問題は、坑内水の揚水についてであります。

閉山炭鉱が、坑内水が充満した場合、あふれ出たり鉱毒水が地上に影響を与えるというようなことを十分考える暇もなく閉山したために、地上に湧水などの新たな鉱害現象が出てまいりました。今後の復旧に当たつては対策が織り込まれることは当然だと思つておりますが、閉山炭鉱の一部では、地下水の上昇、鉱毒水の流出等の被害発生を恐れ、常時坑内水の浄化あるいは揚水を続けながら復旧工事の実施または復旧計画を進めているものがございまして。復旧工事の終わった後のこういう揚水機の維持管理のいかんは、復旧地の効用回復を左右すると思われま。もし万一揚水を中止すれば、地下水の上昇による浸害、鉱毒水の被害が発生することは十分予測されます。これらの施設の維持管理は炭鉱の責任で行つておりますが、鉱毒水の浄化や坑内水の揚水は永久に続けなければならぬ可能性が十分であります。炭鉱が永久に維持管理を続けると被害者に強要なすつても、企業である以上、被害者の不安はとうてい払拭されるものではございません。復旧実施計画の同意に不同意が生ずることも当然だと考えられるのであります。結局地下水の上昇を抑える揚水を続けながらの復旧かさ上げ高さに同意しかねるのは、ある意味では当然だと思つております。ときどき鉱業権者の一部から被害者の同意が得られないという言葉が聞かされることがございますが、被害者が同意する前提は、被害者の不安を解消させ、効用回復限度の確保にあることを先に考える必要があると思つております。閉山後の鉱害処理にこんなことが問題になるとは考えておりませんでしたけれども、現実にはこういう問題が起つております。

どうしても復旧を進めるために揚水を中止するわけにはいかない、あるいは揚水を永久に続けなければならぬ方法がないというならば、被害者が納得できることを考えてほしいと思つております。被害者は企業の努力にも限度があると思つてい

のが不安の原因だと思つております。

これらの炭鉱の揚水は、その地区で最後まで採炭を行つたため、周囲の閉山炭鉱の坑内水が集中したとも言われております。結局、この炭鉱の坑内水がわからぬものを全部引き受けて揚水しているとも言われております。そんな状態ですから、国がめんどうをみてやるのかあるいは補助するかの方法で関与していただくことができれば、企業の揚水が困難になつても国が最終的にはめんどうをみてくださるであらうということを考えておりますので、被害者の懸念解消にもそういうことを考えていただきたいと思つております。

第四は、鉱業権による鉱区は持つておられるけれども、ただ単に名義人だけであつて採掘等の仕事をしない、こういう名義だけ持つた鉱業権者の被害の処理に困つております。場合によっては和解仲介等に提出しておりますけれども、意見書の提出も、あるいは何回請求してもお役所に出てこないというふうなものがございます。これには困つておりますので、何とか善処していただきたいと思ひます。

ほかの件は、さきに説明されました香月知事さんと重なりますので遠慮させていただきますが、金銭賠償済みの物件で、農地等は大きな集団で打ち切り賠償がなされております。それで、農地だけを打ち切りしてあるが、横の排水路あるいは農道等は当然打ち切りがなされていないので、幹線水路等につきましては現行法の対象になつておりますが、農地が復旧の対象にならない金銭賠償打ち切りをやつておりますので、そういう関連した農地あるいは排水路、農道等はそのままになつておりますので、この点についても御配慮をお願い申し上げます。私の口述を終わらせていただきます。(拍手)

○枝村委員長 ありがとうございます。
次に、松田参考人にお願ひいたします。
○松田参考人 私、三井石炭炭業株式会社の社長をしております松田でございます。

は、かねてから本委員会の諸先生並びに関係御当局には格別の御配慮をいただきまして、その点厚く御礼申し上げます。また、本日、私ども有資力賠償義務者の立場から発言の機会を与えていただきました。この点も心からお礼申し上げます。

石炭鉱害対策につきましては、昨年十二月石炭鉱業審議会におきまして鉱害三法の有効期間延長についての答申がなされまして、今回の法律改正案の御審議をいただくことになりました。これまでに数次にわたる制度の改正により逐次助成を拡充強化していただきました。私どももいたしましたが、炭害復旧に鋭意取り組んでまいりましたが、遺憾ながら、当社を含めまして、有資力賠償義務者が復旧すべき鉱害がなお相当量残存しているのが現状でございます。

私ども有資力賠償義務者としては、答申並びに改正法律案にありますが、鉱害三法の有効期間をぜひとも十年間延長していただきまして、この期間内に関係御当局の適切な御指導のもとに計画的、効率的な復旧事業の推進を図りまして、これら累積鉱害の最終的な解消に向けて最善の努力をいたす所存でございます。そのためには、鉱害復旧体制の整備を初めとして、以下申し述べさせていただきます諸点につきまして、本委員会の先生方へぜひ御理解をいただきまして、今後の復旧事業の実施について格別の御高配、御援助を賜りますようお願い申し上げます。

まず第一番に、鉱害復旧体制の整備について申し上げます。

現在、鉱害復旧工事の施行者は、主として有資力賠償義務者、地方公共団体及び石炭鉱害事業団、この三者でございます。これら施行者の行う鉱害復旧事業は、いずれも地域住民に密接に結びついていて、及近時地域開発等との関連がますます高まっております。国と関係地方公共団体が行う各種公共事業と整合性を持ったものとするのが肝要だと考えられます。これら

の諸事業間の調整及び鉱害復旧工事の施行者間の調整がそれぞれ十分なされないまま個々に各事業が進められ、相互の事業間の施行期間のずれや施行内容の格差が生じ、その地域の鉱害復旧事業が遅延し、費用の二重投資にもつながり、社会経済的に見て不合理なこととなると思われます。たとえ田川地区の彦山川左右両岸地域のような、一つの水系で複数の賠償義務者が関係している重鉱害地域におきましては、鉱害復旧事業の実施に際しては十分な調整を行い、全体的な復旧計画を作成して施行する等、鉱害復旧がその他の事業と実質的に一元化して処理されるよう御配慮をお願い申し上げます。これにより、広域的な鉱害復旧計画の樹立が容易となり、復旧の促進が図られるものと考えております。

第二に、鉱害復旧事業費の補助率について申し上げます。

私も有資格賠償義務者は、臨時石炭鉱害復旧法による復旧の際、おのおのの工種によって定められた補助をいただき、自己負担である納付金と合わせて復旧事業を実施いたしております。この補助率につきましては、先生方初め関係各位の特段の御配慮により逐次改定いただき、特に農地につきましては格別の御配慮をいただきましたことに對し、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

しかしながら、大量の累積鉱害を抱えております私も有資格賠償義務者として、その復旧促進に鋭意努力しておりますが、現在の復旧費の増大と厳しい経営環境の中で苦慮いたしております。つきましては、家屋、公共施設等についても補助率を農地と同様に引き上げていただきまして、復旧の促進について一層の御援助を賜りますようお願い申し上げます。

第三に、さきに申し上げましたことと関連いたしますが、鉱害賠償資金及び鉱害防止資金の融資制度についてお願い申し上げます。

鉱害賠償資金及び鉱害防止資金につきましては、石炭鉱害事業団から御融資いただいておりますが、

融資対象など諸条件について制約があり、かなり自己調達を行い復旧事業を行っている現状でございます。先般は、これらについて御理解をいただき、融資率の引き上げ、返済条件の緩和につきまして種々御検討を賜っておりますことに対し心から厚く御礼申し上げます。

しかしながら、今回の鉱害三法の延長の期間内に累積鉱害の解消を目指すということになりますと、現在までの復旧のテンポをさらに上げて、相当程度の復旧量を毎年消化していかざるを得ないと考えております。その際どうしても問題となってくるのは復旧費の財源であります。さきに申し上げましたとおり、昨今の厳しい経済情勢の中で、関係諸方面の御協力、御支援をいただき、自助努力も精いっぱいいたしておりますが、残念ながら鉱害賠償資金を長期的かつ安定して負担でき得る企業体質をいまだ持ち得ないというのが実情でございます。つきましては、鉱害復旧には欠かすことのできない間接経費等をも融資対象に加えていただくとともに、あわせて利率につきましても近代化資金と同様に引き下げていただくよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

第四に、石炭鉱害復旧事業費の予算についてお願い申し上げます。

先般の答申の、累積鉱害を十年間で最終的に処理するためには有資格賠償義務者の復旧を促進しなければならぬとの御指摘を肝に銘じて私も鋭意復旧に努力いたしたいと考えております。それにつけても、有資格賠償義務者として、今後とも累積鉱害等に基づく助成をいただきながら復旧を進めていかざるを得ない現状にあります。つきましては、今後とも石炭鉱害予算の確保につき、特段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、関係御当局には特段の御配慮をいただいておりますが、有資格賠償義務者に対する補助金の交付につきましては、今後十年間で有資格の累積鉱害の解消を目指すため、有資格に対する補助金の重点配分について関係各位の格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

第五に、筑豊地区を中心に赤水湧水現象が発生しておりますが、これについて一言述べさせていただきます。

この赤水湧水については、自然現象も関与しているものと思われ、さらに周辺炭鉱が関与していた水が、最後まで操業していた炭鉱あるいは低地で操業していた炭鉱周辺に湧水しているものであります。

関係有資格賠償義務者は、その被害の拡大を防止するため緊急対策として、自己の負担によりその処理施設を設置してこれを維持管理しているのが実情であります。つきましては、赤水湧水の処理体制について御検討賜りますとともに、当該設備の設置、維持管理に要する費用及び赤水湧水に起因する被害につきまして助成賜りますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

第六に、石炭鉱害の紛争処理制度の強化についてお願い申し上げます。

現行の鉱害紛争処理制度としては、御高承のとおり、鉱業法に基づく和解の仲介、臨鉱法に基づく裁定制度がありますが、今後十年間で累積鉱害の解消を目指すとなると、鉱害の存否、賠償責任の認定、賠償額の認定をめぐって一層困難な問題が多発するものと思われ、つきましては、これらの紛争を迅速に解決し、復旧の促進を図るため、現行の裁定制度の機能を強化して、強力なものとするよう御検討くださいますようお願い申し上げます。

以上、終閉山鉱害について申し上げましたが、稼行中の炭鉱においても新しい形の災害が発生しております。たとえば、一部の海底炭鉱においては、採掘の進展に伴い海底の一部が沈下いたしまして、ノリの養殖などに影響を生じておられますが、漁業組合との間で自主交渉を行い、これを解決いたしております。しかしながら、炭鉱の経営はきわめて厳しい状況にありますので、これが助成の方策等について御検討賜りますようお願い申し上げます。私も有資格賠償義務者として、今

次答申の趣旨を十分理解し、その責務の遂行につきあつた限りの努力をいたす覚悟でございますので、先生方各位におかれましては、本法の改正案につき特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。どうもつたない話を御清聴いただきまして、まことにありがとうございます。(拍手)

○枝村委員長 ありがとうございます。

○枝村委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。愛野興一郎君。

○愛野委員 各参考人の皆さんにはまことに御苦労さまでございます。私は、加藤参考人と香月参考人にお伺いをしたいと思うわけでありますが、二十分の時間でありまして、その時間の範囲内におきまして質問をさせていただきます。

まず、加藤参考人にお伺いしますが、先ほどの話の中にもございましたように、エネルギー事情の変化から、鉱害三法が、一番当初法が制定されたときよりも著しく、答申までの過程において意見が出された。言うなれば鉱害復旧が、またにおきましては何やら前向きな予算じゃないようなことを言う方もあらわれるわけでありますが、このことについて、私は、やはり鉱害三法は一番当初の立法の精神そのものが貫かれねばならない、それも日本の石炭政策の一つであると思うが、御所見をお伺いをしておきたいと思うわけであります。

その二番目は、先ほどから三村参考人からお話があつておたつたようでありまして、鉱害の残存量が、いろんな要因があつたのでありまして、石油危機による復旧費の上昇等によつて未復旧のものも残つた。そういうわけでありますから、石油特別会計等先行き不安の場合に何かそれにかわるような財源等々について論議があつたかどうか、この点です。

もう一つは、先ほどの佐賀県の知事さんのお話であつたと思いますが、生ボタを使用した家屋鉱

害復旧では、これはせつかく復旧をいたしまして、物理的、化学的な変化で亀裂、腐食、悪臭が発生しておつて、これを居住者に責任を負わせるというのは法律上の法学者としてのお立場からどういふものであるか。私ははつきり申し上げますと、これはやはり現在再復旧制度がないわけでありまして、仕方がないということ、もしくは何かそれに関連づけたいだいておるといふことでありましようけれども、これは再復旧制度をつくるべきではないかと私は思ふわけでありますが、この三つについて御意見を伺いたいと思ひます。

○加藤参考人 私どもの立場からお答えを申し上げます。

まず、エネルギー事情の変化との関連でございしますが、臨鉱法、鉱害復旧制度というのは戦後の石炭政策との関連で出てきたもので、国土の復旧、民生の安定ということとを国として金をかけてやるべきだ、そういうことで出てきたわけでございますが、鉱害部会の中でも、これは前向きな予算でないといういまのようなお話の議論もございました。これは直接国が法的な復旧義務を負うというものではない、つまり本来義務者は鉱害を起こした鉱業権者であるわけですが、やはり国としても、政策的には戦後の石炭政策の点で復旧をすべき道義的な責任といひますか、そういうものはあるだろうと思ひますし、それから、アメリカのように広いところであれば、そこはもう放置して金をもたらしてよへ移つて新しい仕事をするといふことも可能かもしれませんが、わが国のように国土の狭隘なところでは、やはりどうしてもわずかな土地でも復旧していくことが望ましいというふうに思ひます。そういう事情は今日でも変わつていないことはおつしやるとおりでございますが、その点でやはり鉱害部会としてはいまの制度を維持し、かつ既発生の鉱害は復旧すべきであるという結論でございます。そういったしませんが、またいままで復旧を受けた人と、これはいろいろな事情で復旧がおくれているところもございしますので、不公平という問題もありますから、できた鉱害は

やはりこの十年間に全部復旧すべきである、そういう考えでございます。

それから第二点で、予算の方の問題でございしますが、これは鉱害部会の議論の中でも、石炭の予算をもつと前向きな方に使うべきだという御意見もございました。しかし、これは鉱害部会としてはいまの制度をどうするかという制度的な見地から意見を直接出すべきもので、予算を具体的にどう使うかは、これら政府、国会で政策的に御判断いただくことではないだろうか。その辺、予算をどう使うかというところまで入りますとこれはまたいろいろ議論が出てまいりますので、こちらとしては、いままでの予算が一応それで、そこから復旧費が出ておりますし、それは先ほど申しましたように、たてまとして今後も続けるべきものであらうという見地から、予算の使い方までは立ち入らない。考えとしては、いままでどおりそれを使って復旧をするのが適当だということには内々にはもちろん考へているわけですが、答申の中には予算的措置までは書かないということにしたわけでございます。これは政策的見地あるいは大局の見地から御判断いただくべきことであらうというふうに思つております。

それから、第三点の生ボタを使用したところの再復旧の問題でございしますが、これは一つは事実問題としてなかなか判定が困難であるといふものもございしますし、それから、本当に工事のやり方が悪い、そこに欠陥があつたといふことであれば、これはその点から法的に救済を求める道もないわけではない。再復旧の制度をつくることはいまの臨鉱法のたてまえて、つまり一たん復旧が終わればそれで一応復旧義務は消滅するといふたてまえてとつてゐるものですから、それを崩すことはほかにも非常に大きな波及するいろいろな問題が出てまいりますし、また財源の問題もありまして、そこまではなかなか全体をカバーするわけにはいかない。そこで、これは運用の上で本当にやり方に欠陥があつたといふこと、それからその被害が一定以上の相当大きなものになつてゐるというものにつ

いては、個別的に検討して措置ができるのではないかといふように思ひまして、再復旧の制度といふことは法的には一応考えないで、あとは運用で適切な配慮をお願いするといふ一応の結論になつたわけでございます。

以上でございます。

○愛野委員 いまの生ボタの問題は、財源等々いろいろな問題で制度化はできないが、運用の面で個別的な措置は十分やるべきであるといふ前向きの御答申の内容であるうと受けとめておるわけでありまして、また、役所の中でも鉱害課が自信を持つて、いまの加藤参考人の御意見であるわけでありまして、一番重要な役所であるといふ自信を持たれたことであらうと思つておるわけでありまして、次に、香月参考人にお尋ねをいたすわけであり

ますが、私も佐賀県でありますから、しかも十年前は私も県会議員で、私が質問する立場、知事さんが農林部長で答弁する立場で、鉱害復旧に対する御苦勞といふものは並み並みならぬものである、毎県会ごとに私も知つておるわけでありまして、そこで、福岡県とほとんど重複しておるわけでありまして、佐賀県の特別の問題にしばつて御質問をいたしておきたいと思ひます。

佐賀県は全国でも有数の軟弱地盤でありまして、佐賀平野、白石平野、ここに国の石炭政策によつてその軟弱地盤の石炭を採掘したわけでありまして、当然これはほかのところと違つて復旧費が大変な額になるというのほう明らかであります。御意見によりまして、復旧費が非常に割が高である、このようなところでは予算の重点配分をしていただくべきといふわけでありまして、具体的にどのような被害がこの軟弱地盤以外と比較して生じておるか、また、どのような支障を来しておるか、御説明をいただきたいと思つておるわけでありまして、また、具体的な特別の配慮や措置といふものは、知事さんはどういうことをお考えになり、御要望になつておられるのか、これが第一点。

それから第二は、これも佐賀県独特の果樹、ミカン、鉱害の問題であります。この鉱害は昭和五十五年三月、鉱害物件として認められたわけでありまして、けれども、この一応の面積が示されたわけでありまして、これについて地元の納得がなかなか得られないで、いろいろと苦慮されておるわけでありまして、われわれも地元からいろいろと陳情、苦情を聞くわけでありまして、しかも同じ地域で、内示があるところと内示がないところとあつてみたり、何かさつぱりとわからぬわけでありまして、行政の当事者として参考人は非常な御心勞をしておられる、こういうふうにお尋ねをいたしますから、その被害の実態等、また原因はどこにあるのか、ちよつと具体的に御説明をいただきたいと思います。

○香月参考人 お答えいたします前に訂正させていただきますと思ひますが、ミカン園鉱害の未認定園あるいは非認定園と申しますか、これを八百二十九ヘクタールと先ほど申し上げたかと思ひますけれども、五百二十九ヘクタールでございますので、修正させていただきます。

御質問の第一点は軟弱地盤の問題でございしますが、佐賀県の有明、白石地方におきましては、全国一に粒子が小さい、さらにまた軟弱地盤の層が深いわけですが、ほかの地域では一メートルくらいに基盤がありますけれども、佐賀の軟弱地盤の場合は百メートルないし二百メートルにしか基盤がない、こういうようなことで、全国最高の軟弱地盤といふことは有名でございます。

したがしまして軟弱地盤で、いろいろ検討してみますと、二つの特徴があるわけでありまして、一つは地盤沈下、一つは滑りやすいと申しますか、のり面が崩壊しやすいと申しますか、この二つがあるわけでございます。まず、農地におきましては、過去の実績から申し上げますと、一メートル盛り土をしますと二十センチ沈下する、二メートル盛り土をしますと六十センチ沈下するといふのが実績でございます。したがつて、完全復旧しますためには二割ないし三割の盛り土が余分に必要である。さらにまた、盛り土の輸送につきましては、道路問題、輸送経費に多額の経費を要するといふことでございます。

さらに農業施設におきましては、滑りやすいという点で、五十センチメートルでも掘りましただけの面が滑っておちてくるというのが常識でございますので、五十センチメートル以下につきましては、過去の技術経験からいまして、板で掘りをつくらせてそれで支えて掘っておる、あるいは五十センチ以上一メートル内外になつてまいりまして、ソイルマスタと申しまして、セメントが大部分でございますけれども、それに薬剤が入つていますが、それを注入しまして地盤をかたくして、それから掘っていくことをやつておるわけです。

さらにまた、家屋につきましては、盛り土の高さによつていろいろ検討しておりますけれども、技術関係者が今日これがいいと言つておりますのは、五十センチ以下の盛り土の場合は補強基礎工というのをやつております。さらにまた一メートル内外になつていまして、船底形床版工法ということでありまして、コンクリートで船底みたいなやうにして家を建てるということ。さらにまた松くい床版工法でございます。いまコンクリート床版工法、船底形床版工法の下にまた松くいをたくさん打つ、こういうことをやつておるわけでございます。

したがって、農地におきましては、ほかの軟弱地盤外の地域よりも、過去の実績を統計をとつてみますと二・四倍かかつておるし、さらにまた農業施設では三・一倍かかります。さらに家屋では三倍という点で、平均いたしますと、一般地域よりも軟弱地盤地域では大体三倍ぐらいの経費がかかるというのが過去の実績でございます。

そしてまた、軟弱地盤でございますので地盤の状況を見てやらないとなりませんので、そこまでするためには最低二年、多ければ三年、二・三年はかかる。そういうことでございまして、やはり予算の重点配分と申しますか、そういうことをひとつお願い申し上げます、このように考えておるわけでございます。

さらに、ただいま申しますようなことで技術屋

に真剣に研究してやつてもらつておりますが、それにいたしまして、やはり軟弱地盤の特性から、農地では不陸沈下によりまして不陸になる、農業施設では折損とか排水路の勾配の変化、護岸の亀裂、家屋では沈下、亀裂、傾斜、こういうものが発生しております。したがって、こういうところでは農業近代化施設とか農業構造改善は全然できません。したがって、市町村も非常に困つておるし周辺部も非常に困つておる、こういうことで県に対しまして非常に苦情がございまして、したがって、ただいま加藤先生から再復旧制度が好ましくないのであることと、再復旧の制度を確立していただきたい、このように私は考えておるところでございます。

次に、第二点のミカン園でございますけれども、ミカン園は破断角を中心として影響線内にあること、これは同じ影響線にありまして農家には探掘状態を知らないわけですね。知らぬで経営規模の拡大あるいは複合経営のためにということで植栽をしておる、こういうことで、同じ影響線内の中でも植栽の時期によつて認定になつてみたり非認定になつてみたりしておる。したがって管農体系、特に共同防除というのは非常に困るわけですね。そういうことがございまして、さらにまた、この同じ影響線内に亀裂がございまして、地下水というのはいやなり影響線外の地下水と連動するのです。そういうことになりまして影響線外の樹園地の保水力というのは非常に劣つておるといふ現実がございまして、したがって、この辺は科学的にりつばな調査をやつてもらいたい、こういうやうに考えておるところでございます。

以上お答えいたします。

○愛野委員 終わります。

○枝村委員長 中西續介君。

○中西(續)委員 本日は、参考人の皆さんには大変お忙しい中をこうして時間を割いていただき、いろいろ御意見を聞かせていただくことに對しましてお礼を申し上げますが、大変時間が制限さ

れておりますので、簡単にお答えをいただきたいと思ひます。

まず第一点は、加藤参考人にお聞きいたしますけれども、昨年十二月十七日の答申を見ますと、十年間延長するに当たりまして大体鉦害の状況といふのは安定段階に入つて、鉦害復旧はこの十年間であれば大体終了するのではないかと、こうした見通しを立てておられるようでありまして、この答申の中の四ページあたりに表示されておりますように第二の理由、第三の理由等があるわけでありまして、まだ私は将来的に不安材料があるのではないかと、この点については、御議論いただいた際にどのような意見でまゐつていったのか、その過程についてお答えをいただきたいと思ひます。

○加藤参考人 鉦害調査については、われわれもその点必ずしも専門家ではないのですから、いろいろ実情を伺いながら議論をしたわけですが、それとこの前四十七年には、もう十年で終わるはずだったのに、いまになつてまたそれがふえてきているような感じがする、あるいはどういふわけだろうかというところもございまして、

ただ、なぜその十年間に新しいものがふえてきたかと申しますと、先ほど申したように、四十七年ごろはまだ稼働している炭鉱が二十ぐらいございまして、それから新しい炭鉱が出てきていくものもある。それから、閉山に伴つて中に水がたまつて、それが湧水などに出てくる。それから、杭木が老化して、まことに稼働していませんと、老人でくるところがある、浅所陥没などもふえるといふやうないろいろな事情の説明を聞いて、なるほど、そういうものか、こう思つたわけですが、それで今度出ました六千億余りという数字が、また今度十年たつたらふえるといふようなことはないのである、かといふこともいろいろ確かめたのですけれども、現在ほとんどの炭鉱がもうすでに閉山をしておりまして、一応安定と申しますかこれ以上新規鉦害はふえないはずである、それから、いま現にはつき

り鉦害でなくても今後発生する予想される鉦害といふのも一応は検討して、これ以上ふえることはほとんどないという数字が出ておる、こういう説明でございまして、われわれとしては、やはりそれだけ一応のもつともな説明がありまして、それをもとにして検討せざるを得ないということでございまして、

しかし、今度はやはり十年間で全部片づけることをやらないと、またこれが延びるということでは困るのではないかと。事実問題としては十年ではつきり切ることとはまたむずかしいのかもしれないけれども、それはこの十年間に後の収束をどうするかといふことを少し早目に検討して、収束といひますのは、先ほどお話のありましたポンプの維持管理費をどうするか、あるいは技術的な問題もございまして、それから石炭鉦害事業団、それから実際にその事業をやつていられる人たちがいる、はそこでも働いていられる人たちがあつて、そういうことも考えなければなりません。そういうことも考えながら十年間で全部片づけるという覚悟と体制で進んでほしい、そういうことでございまして、

○中西(續)委員 そこで、香月佐賀県知事さんあるいは被害者連合会の三村さんあたりにお聞きしますけれども、こうした場合でもつて十年といふのを確定しておりますだけに、これから後、いまの鉦害復旧量をそのまま継続をしていけば大体十年程度で終了すると皆さんお考えになつておるのかどうか。細かい数字を挙げていると測定する、あるいは機械的な測定は人員を配置して調査はいたしておらないと思ひますから、その点はなかなかわかりにくいと思ひますけれども、いままでの経験上から考えまして、これがどうだろうといふ、ここら辺お答えいただけますか。

○香月参考人 最近の年間の鉦害量と復旧事業費が約百億程度でございまして、鉦害残量が一千億でございますから、大体いける、こう思ひますけれども、やはり手直し工事、再復旧工事等がございまして、七、八年間で一千億円ぐらいのなには重

点配分を願ひまして、二、三年はそういうように完全になるようなことをやっていただきたい、このように考えます。

○三村参考人 私、大体十カ年ぐらいならば何とか復旧は完了させていただきたい、こう考えておりますが、現在、各年度の復旧金額から見ると、いろいろな物価上昇が今後加わってまいると思ひます。そういたしますと、将来の年間の復旧費はやはり千億近い復旧費をつぎ込まないとうるうかという懸念は持っております。

ただ、残る心配がございますのが追加工事でございます。この追加工事は、いま五十五年度で大体五十六年度がやはり五十ヘクタール。これは工事の難易もございましょうが、金額的には五十五年度で十一億、五十六年度は十六億ぐらいだったと考へております。そして五十七年度はまだ工事中でございますのでわかりませんが、有資力分の負担金としては事業団が大体二億圓ほど割り当てられておると思ひます。全国の鉱産量は、私は追加工事についてははつきりわかつておりませんが、話に聞きますと、全国では約八百ヘクタールぐらいあるというふうには聞いております。そういったと、五十五年度、六年度、五十七年度のそういう有資力の負担から考へてみますと、大体五十ヘクタールやつても八百ヘクタールのものは十何年かかる。これを期間内に終わらせようと思へば、それだけやはり通常の復旧をしたのに加えて追加工事が解消するような予算措置を講じていただくかなと、あるいはこれだけが残つてくるという心配を持っておりますので、そのあたりはひとつ御尽力をお願い申し上げておきたいと思ひます。

○中西(議)委員 そこで、またお二方にお聞きしますけれども、いま出てまいりました再復旧なりあるいは追加工事の問題は、佐賀におけるボタ使用家屋の問題等とあわせて大変な問題をまだ持つておるわけでありませうけれども、私は、先ほど不安材料と申ししたのは、そうした中身も含みまして再度こうした再工事をしなければならぬよ

うな状況が出てくるのではないかと考へておることを考へたり、あるいはいま問題になつております金銭賠償済みの関連工事なりがいろいろ多く残つておりますだけに、そうしたものはいまの段階では六千六百七十億の中に入つておらないのではないかと、このことを私は類推するわけですね。したがつて、これ以外に、先ほど被害者組合連合会の会長言われましたように、なおこれから後坑内水の問題とかあるいは揚排水ポンプの問題とかいろいろなたくさんの問題もありまして同時に、山林原野における危険な箇所、これを直接人命にかかわりのあるようなところあたりをどうするかという問題等を含めまして考へた場合に、いろいろな問題をまたたくさん残つておるだらう。こういうことを考へ合せていきますと、先ほど加藤先生の方からは、新たな法律改正なり追加をするというふうなことはする必要なしというところで言われておりましたけれども、そうした多くの問題を考へてまいりますと、この十年間これだけの量で済ませるかどうかというのを私、大変危惧するものですからそうした質問を申し上げたわけでありませうけれども、お二方にお聞きしたいと思ひますことは、いま私が申し上げたような点とあわせて、ほかにまだ問題として残つていくようなものがありはしないかと思ふのですけれども、そうしたものにいつても、もしあればお答えいただきたいと思ひます。

○香月参考人 鉱害残量が一千億と申ししたのは、再復旧あるいは追加工事を入れて一千億と申し上げております。それに入つてないのが金銭賠償で打ち切りになつたところの復旧、さらにまた有資力を無資力化にして鉱害復旧をする、この二つは入つてないのではないかと、こう思ひます。したがつて、これらの点につきましては、有資力鉱山と早期な解決を図つていただく、あるいは全般的に申し上げまして鉱害認定を早くやつていただくということが絶対必要である、このように考へております。

○三村参考人 さつき追加工事のことを申し上げ

ましたが、鉱害調査がどのように行われて、どういうものが含まれておるかは発表がございませんで、私にははつきりこれだけが入つておると言うことはできませんが、多分追加工事の田についてはお入れくださつておるのではなからうかと想像しております。

ただ、新しく出てくるものにつきましては、金銭賠償済みの家屋の場合には散在して打ち切りがなされておる、集団で打ち切りはほとんどなされておないやうであります。したがつて、散在しておるものがために、道路の復旧とかあるいはその他の復旧の関連で、ある程度救われておるものもございませう。ただし、農地の集団で打ち切りしたものにつきましましては、恐らく調査の中に入つていないと思ひます。そういう農地の打ち切りと申しますのは、炭鉱さんと被害者がどう考へたかは別でございますが、恐らく被害者の知恵足らずで先の見通しがなかつたために打ち切りをやつておると思ひますが、農地の場合には耕作田を相手にしておるわけでございませう、農地の中には灌漑排水路、農道がありませうけれども、そういうものは農業用公共施設に入ると考へておるもので、その打ち切りはなされておるのではないかと考へておると思ひます。ただ、幹線排水路あるいは幹線用水路、大きいものは現行の対象で取り上げていただいておりますと思ひますが、農地に関連したような小さいものは、どう調査なさつておるかはわかりませうが、私の想像では入つていないのではなからうか。たとえば鞍手郡の鞍手町の古門ですか、ああいう地域を見ますと、二十四ヘクタールほど打ち切りがなされておる。そういうものは現在そのまゝに入られておる。ただ、幹線排水路だけは手が入れておられませうが、その他については入られておられないし、金銭賠償済みということからそういうものはお入れになつていないやうな気がして、さつきもお願いしたやうなわけでございませう。

○中西(議)委員 そういたしますと、これから新たに発生するであろうというそうしたものに

いは現在安定をしたという中で、いま残つておるものについて大体お二方そうした見方の中で申されたやうでありますけれども、地下のことでありまして、地下水の移動等いろいろなことを考へ合はつていきますとまだまだあるんではないか、私たちはこう推測をして質問したわけでありませうけれども、この点については一応これで打ち切り

そこで、有資力の問題ですが、佐賀県の場合、先ほど幾つかの中小炭鉱で困つておられる分について申されておりました。さらにまた、全域的には、中小でなしに大きな炭鉱の鉱業権に所属するとあると思ひますけれども、そうした中で一番問題は何か、お二方にお聞きをしたいと思ひます。

○香月参考人 私の県で一番大きな問題は明治鉱業所の果樹鉱害かと思ひますけれども、ほかの問題につきましましてはその鉱業所の実態がおの違ふわけでございまして、大まかに申しまして六社あるわけでございませう、先ほど御説明申し上げましたやうな状態でまだ未解決でございます。

○三村参考人 私が心配しますのは、大手の炭鉱さんと中小の炭鉱がふくそうしておる。たとえば上層は中小炭鉱であるが下層の方は大手がやつておるといふやうな、各炭鉱の鉱害がふくそうしておる場合の負担割合、どう負担していくかというものが、大手さんの方はかなり進んで解決に際しておるやうであります。さつき公述しましたときに申し上げましたやうに、名義人だけが譲渡の中に入つておつた、鉱区の変遷の中に一部分そういう人が入つておるといふやうなことで、負担割合を決定するのが通産省ではなかなか困難に感じていらつしやうと思ひます。そういうものがなかなか進まない一つの原因になつておると考へております。

○中西(議)委員 そこで、加藤参考人にお聞きしますけれども、いま私が申し上げたやうな、まだ十分ではありませんけれども、そうした問題と、それからお二方のいままで申し述べたてられた幾つか

の問題、そうしたことを考え合わせていきますと、法律の改正は必要ない、運用上解決を求めるべきだ、こう言われたが、どのようなものがその範疇に入り、討論の対象になったか、お答えいただきたいと思うのです。

○加藤参考人 これは答申の中で項目を分けて幾つか説明してございますが、まず、金銭賠償済みのものにつきましては法的にはすでに一応決着がついているので、これを蒸し返すことは法的には無理である、もし非常にわずかの金で片づいていて、それが法的に効力のないものであるとすれば、それは司法的に効力を争うという方法でないと、行政がそれを判断して、これは安かったから、これは高かったからというものを一々そこで判定することは無理だという判断でございまして、いまも他の参考人からもお話がございましたように、附帯工事のような形で、家屋の金銭賠償済みのものなどについては、ほかをかさ上げする場合に連帯としてやるという道はいままでも開かれておるようです、そういうほかに関連してという形で救済をすることで運用していくほかはないだろう、そういう考えでございまして。

それから、山林原野につきましては、国土復旧の必要性という点からするとやはり農地が第一で、次が家屋ということになると思いますが、それと、全体の予算の中で山林にまた手をつけるとなると、これまた大変なこと、ほかの復旧を要するものがおくれるということにもなりますし、山林はどうかして後回しにならざるを得ないし、ただ、危険性のあるようなものについてはいまだ別途の形で補助をしているものがございまして、そちらの運用で救うほかはないだろうということでございまして。

有資力、無資力の問題ですが、これは無資力認定の基準をどうするかという問題が一つございまして、有資力も、聞いてみますという具体的な事情がそれぞれ若干違ふようございまして、先ほどもうそういうお話がございましたが、これはやはり個別的、具体的にその事情を検討して、制度として

は有資力、無資力と二つに分けて考えざるを得ないのですが、その後の取り扱いについては、行政的に具体的な検討の上で適切な措置を講じてもらうほかはないだろう、そういうことでございまして、簡単でございまして、答申の中には一応そういう趣旨のことはそれぞれ述べたつもりでございまして。

○中西(補)委員 そうしますと、いま申されたような点で大体この答申の中に書かれておるような事柄だけを対象として論議された、こういうふうな理解をしようか。

○加藤参考人 主要な項目は答申で網羅しているつもりでございまして、いろいろ御希望、御意見を各方面から伺いまして、取り上げるべきものは一応取り上げたつもりでございまして、あるいは細かい問題で抜けているものがあるかもしれません。

○中西(補)委員 それでは、最後に松田参考人にお聞きをいたしますけれども、一つは、有資力賠償義務者が融資制度をぜひ拡大してほしい、こうした要請等がありますだけに、きょうもまたそうした意見の開陳をいただきましたけれども、この問題について、たとえば来年度、五十七年度分として予算化しておりますものを見ますと、五十六年度の倍額になっております。そして、その率なりあるいは償還期限なりいろいろ変更がございましてけれども、大体十年間、いま調査されておる全体の被害量の約一五％と有資力の関係は言われておりますが、そうした額でもって、有資力関係の被害復旧を遂げられていく際にこれが大きな力になり、それで十分であろうかどうかという問題が一つ。

それともう一つは、先ほどもちよつとありましてたけれども、被害の中で一五％を占める有資力の被害復旧が大変おくれしています。その点で、いままで計画、立案されて復旧がなされておるかどうかというところをお聞きしたところが、そうしたことはなかったと先般政府の方から聞きましたけれども、これから後十年というものを大変限定しておりますだけに、有資力関係の皆さんの場合、将来十年計画なりを策定して、この期間に應じて実施を

していくという決意なり何なりがあるかどうか。この二点についてお答えいただきたいと思ひます。

○松田参考人 お答えいたします。

有資力賠償義務者として、今回延長されるという十年間の中で現状のいろいろな融資率その他で解消できるかというお尋ねでございまして、私どもが考えておりますところは種々問題点がございまして、きわめて厳しい状況にあると思ひます。したがって、今後とも先生方初め御当局それから地元関係者の御協力、御支援を得まして、また社内も総力を挙げまして、延長期間内に最終的な処理ができるように最大限の努力をいたしたいというのがたゞの心算でございまして。

私どもが種々の問題点として考えておりますのは主に三つほどございまして、私は三井石炭でございまして、第一に、有資力会社はいずれも資金面あるいは収支面がきわめて厳しい環境に現状にございまして、たとえば、当社の三井石炭の場合を申し上げますと、すでに累年損失が五十五年度期末で七十五億円になっておりまして、五十六年度も特に悪く二十億円という見込みになっております。今後一層私たちは自助努力をいたしますけれども、大幅な収支の好転というものが期待できない状況にありますので、被害に関する助成内容の拡充強化、財源の確保につきまして一層の御支援をお願いしたいということで先ほど陳述の中で申し上げたわけでございまして、いろいろな面で従来よりも強化をさせていただいて、拡充もしていただいで非常に感謝しておりますが、こういう内情でございまして、予算その他許す範囲内で、いろいろな点でまた今後も御検討いただきたい、こういうふうにお願ひ申し上げておるわけでございまして。

それから、問題点の第二でございましてけれども、私どもが抱えております被害地域、たとえば田川地区とか大牟田地区につきましても、マスタープランあるいは再開設計画というものがそれぞれ地方公共団体で作成されております。それらと被害復旧事業との調査が一つの問題になっておるのじやないかと思ひます。特に地方公共団体では、それ

それが国の補助金とかあるいは交付金、そういうものと関連した予算を持つておられるために、私どもの復旧計画の実施と完全に一致させるということがむずかしく、それからお互いの調整を図るために日時を要する結果、被害復旧計画の進捗に影響を与えておるといふような場合も考えられます。さらに、私どもの三井の田川地区におきましては、他の有資力賠償義務者との調整に手間取っておりまして、総合的な計画ができなければ復旧に着手できないという状況もございまして。

それから、第三番目に、農地等の被害復旧は圃場整備事業と同時に進められる場合が多くて、土地の分合を伴うというようなことから農地所有者の同意取りつけが必要でございまして、私どもはその御理解をいただくために鋭意努力いたしておりますが、時間を要しているのが実情でございまして、こういうふうな問題点を抱えておりますので、いろいろ今後とも御理解を賜りながら、私どもとしましては、この答申の線に沿って、十年間内にぜひこれからの復旧事業のテンポを速めるといふ考え方はしております。

○中西(補)委員 終わりますが、ただ、最後に有資力関係の皆さんにお願ひですけれども、いろいろな話がつきにくいというところで逃げるのでなしに、積極的に十年間なりを提案していただいて、皆さんと協調していくことを特にお願いを申し上げておきたいと思ひます。

以上です。同僚委員の方から残る時間やうになつておりますので……。

○枝村委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 一点だけお尋ねしたいと思ひます。松田参考人から海底被害についての対策のこと、最後に言われました。その助成の問題でございましてけれども、お尋ねしたい点は、最初に加藤先生に、この答申の中に、山林原野及び干潟に発生した被害、これは「公共の見地からの復旧になじまないこと等にかんがみ、復旧法の対象とすること」は適切ではない、こう言い切っております。ところで、海底を掘つておる炭田というのは、釧路炭

田、長崎県の池島の炭田、有明海の有明炭田、こういうところがあるわけでありまして、海底でありまして、おつしやるように公共の見地から被害が起きている、こういうところがあるわけですね。現に、たとえば太平洋なりあるいは池島の方は別といたしまして、有明海というのはいかに浅いところでありまして、そこへ三井石炭の主力というものがその海底を掘っているわけでありまして、かなりの被害が問題になって県議会等でも取り上げられておるわけですね。そういういたしますと「公共の見地からの復旧になじまない」というように一概に断定することは、実態からすると問題があるのではないかと、したがって、お言葉の中に、実情に即してこういう問題に対応する必要があるのではないかと、こういうお言葉もありましたので、そういう範疇として理解してよろしいかどうか、これが一つ。

それから松田参考人には、お言葉のようなそういう復旧について適切な措置が——地元民あるいは地元漁民、このところはとにかく、農業で飯を食っている人と同じようにノリ漁業に生活をかけている漁民が非常に多いわけでありまして、そういう意味においては、地域的には社会的な影響というものが非常に深刻な問題があります。そういうことで対応をいたしておるわけでありまして、現況では年間どの程度の対応を事業量としてあるいは企業の負担として行っておるのか、その辺をひとつお聞かせいただきたい、こう思います。

○加藤参考人 この答申の考え方でございますが、干潟はおつしやるようにそのことが問題になりましたので、それについて討議をしたわけですが、鉱害復旧の考え方は国土の利用、保全というところでございまして、それで考えているのは、出発当時は農地ということだと思っております。その後、いまの山林原野、干潟等はどうかという問題が出てきたわけですが、被害者の救済ということからすれば、これは鉱業法で、金銭賠償ではありますけれども、賠償義務者と被害者との間の相対の問題として一応は解決できるためになつていて、それ

に国費を投じて復旧をするというのは、やはり国土の保全ということあるいは民生の安定ということのためで、これは臨鉱法の一条に書いてあることとでございまして、そういう見地からすれば、農地等に比べて公共の見地からの復旧の程度が、全くないとは言えないと思ひますが、程度ははるかに違ふ、それで、制度の有効な運用ということからすれば、それを取り入れることは適当でないだろう、そういうことでございまして。この表現も、それはよくないという意味ではなくて、復旧法の対象とすることは適切ではないというような、少しやわらかい表現になつておるわけですが、それはそういう気持ちを出したものでございまして、そして実際に、これは三井と漁民の間で、一応の当事者間の取り決めていまでもある程度やつてきておる、そういうこともございまして、こういう表現になつたわけでございます。

○松田参考人 お答えいたします。

ただいまの御質問でございまして、有明海の陥没に対して会社としてどういふ対応をしたかということをお答え申し上げますが、三池炭鉱は、海底の方に採掘が移行するに従ひまして海底の沈下という現象が起りまして、それに対して被害を受けられた漁業関係者に対しては補償を行つてまいりました。たとえば最近の実績としましては、昭和五十五年に魚介類の共同漁業権に対しては、十年間分として一億三千七百五十万円補償金を支払つております。それから、昭和五十四年に区画漁業権、これはノリでございまして、ノリに対しては、四年間分として約二億円漁業組合連合会に支払つております。それから、これと並行しまして、昭和五十六年には漁業組合連合会の要望によりまして、陥没した海底の埋め戻しを実施いたしました。これは現在の有明港区域でございまして、これは有明海へ注ぐ河口付近の土砂を採取しまして、陥没した海底の方に持つていきまして埋めておるものでございまして、土量としまして約五十万立方メートル強、費用は約六

億三千万円程度をかけました。これが昭和五十六年度でございます。

以上のような状況でございます。

○細谷委員 終わります。

○枝村委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 きょうは、参考人の先生方、大変御苦労さまでございまして。また、長時間にわたつておりましたが、よろしく願ひいたします。

まず、重ねての質問になつて恐縮でございますが、加藤先生に端的にお聞かせ願ひたいと思ひますことは、この審議会で、期限の延長そして対応についての答申が出たわけでございます。その中で、先ほどから問題になつております十年間で最終的処理が本当にできるのか、こういう問題を、ほかの参考人の方の意見を聞いておりまして、私も思うわけでございます。

それはそれとしまして、いろいろな議論の中で、こういう鉱害それから損害等の復旧というのは、予算的措置にしろとも、重点的にやれるものはやるというふうな意見があつたのではないかと思ふのです。そういう意味では、鉱害量の早期かつ最終的な処理、こういうことも言われておるものでございまして、同じ復旧をするにしても、この復旧については早く、予算も重点的につけてやらなければいけないというふうなことに、何か御意見がございましてお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○加藤参考人 鉱害部会としましては、答申の中では予算のところまでは立ち入らない、これは政府、国会で政策的にお決めになることで、そこまでは口を出さない方がいい、口を出すことは大変めんどうな問題になりますので、制度論として答申を出したわけでございます。その中では、いろいろな複雑な問題の絡んでおるものの復旧がどうしてもおくれがちになる、それはむしろ、鉱業権者——賠償義務者ですね、それから鉱害事業団、地元、市町村、被害者、そういう者が協力して、総合的に計画を立てて復旧を図るという体制をとることが必要だ、そのためにはそういう仕組みを考へて

いくべきだというふうな形で、困難なところを重点的に片づけていくということをあらわしております。

それからもう一つは、地域的に必ずしも鉱害復旧ばかりでなくて、ほかの公共事業なども総合的に、かなり広域的に物を考へて計画を立てて推進することが速度を速めることにもなるし、また効率的な運用ができる、そういう点を考へて、効率的、迅速な復旧を図るべきだ、そういうことも述べておりまして、制度論的立場からいたしますと、そういう形で重点的な復旧を望みたい。もちろんそれに伴つて予算が必要でございますから、予算はそういうところに重点的に配分をして片づけていくということが必要だろうと思ひます。

○田中(昭)委員 次に、佐賀県知事さんにお尋ねします。

先ほどから聞いておりますと、この答申にも、またいまの加藤先生の御意見にもありましたように、いわゆる三者が意見調整を図らなければならぬ。そういう意味で、佐賀県の知事さんとして、この十年間の中で、できればある程度の期間を残してでも一千万の鉱害に取り組みたい、こういうお話がございました。それで、この答申の中にあります言葉では、地域振興に基本的責務を有しておるという認識に立つてやってくれ、やるべきである、そういう期待をしておるわけでございますが、そういうことを考へますと、三者の意見調整の中では、やはり地方公共団体が主導的立場をとるべきではなからうかと思ひますが、その辺についてのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

さらに三村参考人には、先ほども意見調整等については少し問題があるというふうなあれがございまして、どのように進めていかれるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○香月参考人 三者の意見調整というのが一番重要な問題でございまして、県といたしましては、県内の鉱害実態あるいは今日までの経過、そういうことを十分掌握いたして、被害者と加害者との間に立ちまして調整をやつていくというのが一番大

事なことだ、私はかように考えておりました、私が農林部長になりましてから、強く県で鉱害の調整の統制をとるように、この基本方針を堅持いたしておるところでございます。

○三村参考人 私どもとしては、農地の復旧等では区画整理その他の事業と一緒にする場合がほとんどでございます。したがって、市町村役場なり県の農地関係の方に一緒に進める方法をお願いすると同時に、被害者の方にも、復旧するならば、この際そういう公共的な仕事をなるべく一緒にやりなさいというように勧めております。

なかなか被害者の承諾がないというようなお話がございますが、どうしても一人だけわからないとかいうような場合には、組合としても説得に努めておりますが、基本的に、効用回復の限度が不足だという場合には炭鉱さんにお願ひしておるといのが実情でございます。

○田中(昭)委員 松田参考人にお尋ねしますが、先ほどの意見陳述をお聞きして、また、いま同僚議員の質問に対する海底の被害状況等についての御意見を聞いたわけでございますが、わが国で石炭鉱業が見直されておるとい中で、今後石炭を採掘する企業としての責任を果たしていかないと、いまちようど鉱害を処理しておりましたも、なかなか最終的な鉱害処理ができないということもございまして。たとえば海底の鉱害の状況等については、いま発生しているもの、将来発生すると思われるもの、そういうものについてはどのような調査がなされておりますか、お聞かせ願ひしたいと思います。

○松田参考人 お答えします。

今後の復旧計画についての対応の仕方としまして、私どもは、田川地区におきましてはまず継続工事を早期に完了させる、また山野地区におきましては、山田川水系と庄内川水系、この農地復旧を同時並行的に施行するというような方法によりまして、期間内に最終的な解消ができるよう取り組むと考えております。なお、鉱害二法の延長に伴いまして御当局で策定されます今後の鉱害復旧長期計画、

こういうものに従いまして今後社内的にも十分検討してまいりたいと思っております。

それから、先ほどちょっと申し上げました有明海の陥没につきまして、これから漁業とよく話し合いながら対処していきたいと思っております。たとえて言いますと、五十七年度は、現在のところ一応五十六年度と同程度の規模で実施することを予定しております。漁業と、土砂採取地点あるいは埋め戻し区域、こういうものの協議に入っております。五十八年度以降は、陥没の状況並びに漁業からの要望等を検討しまして対処していく、こういうような考え方であります。

○田中(昭)委員 いま出ました有明海でございますが、有明海については、日本でもまたない干潟でございます。もう十分御存じかと思ひますが、もちろんそこで生活しております漁業関係者または地域住民のことを考えますと、あの干潟にはいろいろな生き物がおるわけで、国土の保全、環境も含めて、私は貴重な日本の一つの遺産である、こういう観点を持っておるわけでございますが、有明海のそういう生物の分布等については何か調査をなさっておりますか、調査してあればお聞かせ願ひしたいと思います。

○松田参考人 お尋ねの件につきましては、私も生物関係については調査はいたしております。ただ、補償に關しましてのいろいろ話の中から出ております。たとえば陥没区域を埋める場合に、土砂でなくてほかの坑内のズリあたりを粉砕しまして埋めたいというような検討をしておりますが、そういう場合には専門家の方にそれを依頼いたしまして、そういうものが魚介類に影響ないかどうかというふうな調査はいたしております。それから、いろいろ坑内水がどういふふうなノリに影響するかというような問題が出ました場合も、学識経験者とかそういうところに科学的な調査ということをお願いしております。企業といたしまして、そうお尋ねのような詳しい調査はいたしております。

○田中(昭)委員 ぜひそれはやっていただきたい

と思ひます。なぜかと申しますと、先ほどから私が言っておりますように、有明海の干潟というのは日本でもほかに例がないような干潟である。また、聞くところによりますと、あそこ魚介類が数種ある。またこれは世界的にもほかに存在しない。ですから、日本でも世界でもただ一つの魚介類の生物に適した干潟である、こういうふうな言われております。

そこで、佐賀県の知事さんもうそういうことはお聞きになったかと思ひますが、部会長の加藤先生に審議会等でこういう問題をひとつよく勉強していただきたいと思ひますが、加藤先生、国土の保全ということから見まして、日本にも世界にも例のないような生物がすんでおる有明海についてはどのような御意見をお持ちでしょうか、お聞かせ願ひしたいと思います。

○加藤参考人 公害部会としてどこまでやるかというのとは一つ問題だと思ひます。国としての環境保全といひますか、そういう見地から御趣旨のようないふことはどこかでやる必要はあるだろうと思ひますけれども、ちよつと公害部会はそのままでできないと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 終わります。

○枝村委員長 小淵正義君。

○小淵(正義)委員 参考人の方、大変御苦労さまですが、時間も限られておりますので、要点のみ御質問いたしますから、よろしく願ひいたします。

まず、加藤参考人にお尋ねいたしますが、先ほどからのお話の中で、今回の鉱害法の十年延長には、単純延長であります。いろいろとそれそれの関係筋からはかなり法改正についての要望もあつたわけでありまして、結果的には、論議の中で法改正は必要ないだろう、ひとつこれからの運用の中で問題の処理を改善していけばいいのではないか、こういうことで議論として落ちついたというお話でございましたが、端的に言ひまして、この運用の中で問題を解決するというのは、どういった問題

をおおむね考えて、どういふところで解決されるといった議論がなされたのか。運用という言葉だけじゃなしに、実態的にも少し何かお示しするものがございましたらば、それをお伺ひしたいと思います。

○加藤参考人 運用もこれはいろいろあると思ひますけれども、一つは、先ほどの金銭賠償済みのものについての附帯工事としてやる道があるというやうなことがございまして、正面から法律論としては取り上げることが無理だと思われるものでも、ほかとの関連においてそれを取り上げるといふことはできる場合があるので、そうなりますと国庫補助を使えるというやうなことになるので、それでいくやうなものが一つあると思ひます。

それから、さっきの山林原野につきましても、危険性のあるものについては、これはこの石炭の方の予算ではないのですが、ほかの形でいままでも出しているものがあり、そういう形で今後やる道があるだろうというやうなことがございまして、それから、法律の規定の問題では直接ないのですけれども、計画を立てるやうな場合に、先ほども申しました総合的あるいは計画的あるいは広域的というやうな形で促進することができる面が相当ございまして、それから鉱害認定の問題につきましてもいろいろやり方があるので、鉱害認定を促進するというのも一つの道である。

そういうやうな、ある意味では多角的と申しますか、いろいろな形でできるものはそれを活用していくことが望ましい。法律的な問題としては、いまままでできるところはかなりもう手当てをしていくところがございまして、法律論としてはこれから進むことは相当困難である。また、その必要性がきわめて大きいならば、あるいはまた財源がかなり期待できるということならば、まあどこまで、やつていけないということは必ずしもないと思ひますけれども、現状としてはそこまですることは無理があるので、法体系としてはいまの原理でいくほかはないだろう。

それから他方で、委員の中にも、現在の財政事情

とかあるいは臨調との関係とかいうことから見て、あるいはまたほかの石炭の特別会計の方の運用等から見て、石炭鉱害にそれだけ力を注ぐのはどうかというかなり厳しい意見もございまして、もちろんいまいち厳しくするということは答申の中には全然ございせんのですが、そういう意見もございまして、制度的改正まではいまの時点ではやはり無理であろうという判断でございまして、できるところは運用でお願いしたいということを述べたわけでございします。

○小淵(正)委員 あと一点加藤参考人にお尋ねいたしますが、この十年間の鉱害処理の実態の中で非常に強く求められているものに、鉱害処理の一元化といえますか、この問題が非常に強い期待的な、過去の実績の上に立ちまして、一つの大きな要望があったわけであります。確かに今日までの鉱害処理は、それぞれ有勢力、無勢力関係の中で処理されてきた、そういう実績の上で、やはりこういうものを一元的に一体的に処理するのが一番好ましいだろう、もちろんそのために応分の負担はそれぞれ関係筋にしてみらなければいかぬわけでありまして、そういうのが非常にこれから残された十年間で鉱害処理を行うに当たっては好ましいことではないかという、そういう判断も私もどもとしては成り立つと思うのでありますが、この点についてはいかがお考えでございしますでしょうか。

○加藤参考人 一元化にもいろいろなレベルの一元化があると思うのですが、法律上の制度としての一元化ということになりますと、石炭鉱害事業団が一元的処理をして、そこで一応復旧をして有勢力から後で取り戻すというやり方、制度論としては考えられないわけではないということもあるわけですが、いまの法制度のたてまえとしては、やはり有勢力の鉱業権者は有勢力としてやるのが本筋であって、それに国が援助をするというふうなことがやはり企業の責任というふうなことから見ても本筋ではないだろうか。ただ、現在無勢力が非常にふえておりますので、実際には無

勢力は事業団の方で扱っておりますから、そこで事実上一元的処理ができていっているものが相当多くあって、できれば有勢力もそこに入れてしまった方が復旧が促進できるんじゃないだろうかという議論もないわけではないのですが、やはりそこまでいくことは行き過ぎなんですね、いまの企業責任のたてまえは一応維持しながらやっていくべきではないだろうか。それからまた、事業団としても、いま予算、人員の窮乏なときで、全部やってくれと言われても、とてもいまの人員では賄い切れないというふうな事情もございまして、それで、そういう意味の制度的な一元化ということは見送らざるを得ないということでございます。

それから、運用の上の一元的処理と申しますか、運用の上であれば、これは関係者、つまり有勢力の賠償義務者それから事業団、それに仲介的な立場に立っている地方公共団体、それから、直接復旧義務があるわけではないのですが、実際には被害者の意向というものが十分取り入れなければならぬ。そういうものがまとまって、事実上一元的な処理ができるような、運用ができるような、そういうやり方は十分考えていく必要がある。それなりの場を設けるとか適切な協議方法をとる、そして地方公共団体にできる範囲内での積極的なまとめをお願いする、そういうような形で運用の上の一元的な処理はできるだけやっていきたい、そういう考えでございします。

○小淵(正)委員 ありがとうございます。次に、香月参考人にお尋ねいたしますが、先ほどのお話の中で、佐賀県の中ではまだ残存鉱害は大体一千億程度だと言われたわけでありましたが、そういう話の中で、まだ未認定数というのが相当見込まれるというふうなことをおっしゃられたわけでありまして、それはこの一千億の別枠という意味で普通考えるべきじゃないかという気がするのですが、その辺の関係はいかがでしようか。この点が一つです。

それで、時間がありませんのでまとめて御質問いたします。松田参考人にお尋ねしますが、現在まで十年間、鉱害復旧の有勢力としてやられておるわけでありまして、その中で、一つ御意見として、いろいろとそういう地域における公共事業との調整といえますか関連といえますか、そういうものが必要であり、結果的に二重投資にならないようにせよいかぬという感じが言われたわけでありまして、かつて今日までのそういう処理実績の中でそういう事例があれば、一、二お教えいただきたいと思ひます。

それから、非常に復旧工事に前向きに積極的に取り組もうとおつても、結果的にはそういういた地域における長期計画、地域における開発計画といえますか、そういう総合的な計画との関連で足踏みせざるを得ない、そういう事例が今日までいろいろあつたのかどうか、この点が二つでございします。

それから、三番目でございしますが、三井とされては、今日までの十年間の中での自分の有勢力関係における鉱害の中で、大体何%程度を処理したと思われておるか、詳細まで必要ございませんが、でき得れば件数か金額でも、もし明らかにできまさらばその点をお知らせいただければ、かように思ひます。

○香月参考人 五十一年度以降の残存鉱害量が一千億ということをおっしゃいましたが、それには未認定地区も認定されるであろうという見込みを入れております。したがって、科学調査等が認定には必要だと存じますので、やはり科学調査等をやつて認定の促進をやつてもらうということが第一番と思ひます。入つてないのは、山林の浅所陥没、亀裂並びに有勢力の無資力化促進、さらに金銭賠償されたものの何らかの形で補償と申しますか、復旧と申しますか、その三つが入っております。

○松田参考人 お答えいたします。二重投資の例は、細かい例がございしますが、いまここで発表はちよつと差し控えます。私も、むしろこういうことにならないように少し抑えているといふような現状でございまして、実際大きな

二重投資というのは現状はないと思つております。それから、足踏みの例ですが、これは大牟田市ではいま再開発の問題が出ております。新しいニュータウン建設というものが提示されておりますが、いま農地で若干大牟田の地区では残つておりますが、やはりそれが決定しました上でそれをやりたいということ、農地が少し残つて足踏みをしていられるというふうな事例がございします。

それから、過去の復旧によつて大体どのくらいかという御質問でございしますが、約四〇%まだ残存しているというふうな考へております。

以上でございします。

○小淵(正)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○枝村委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 加藤先生にまずお尋ねをしたいと思ひます。

一つは、金銭賠償済みの物件の問題であります。先ほどからのお話では、これは解決済みだ、これにもし手を触れるならば法的安定性を害することになるから、個々に司法的な救済ということである以外にないというふうなお話だったように思ひます。しかし、実際にそういう地域に住んでおります者としてそのお話を伺うと、先生の認識が実態と相当にずれるがあるんじゃないだろうかということ、失礼ですが感ずるのです。先ほど佐賀県の知事もおっしゃつたかと思ひますけれども、この金銭賠償というものは涙金程度のものがほとんどで、どうかしたら暴力団みたいなのが絡んだりして、もういやおうなしに押しつけられちゃつたとか、判こをばあつと集めて本人の知らぬ間に判こついてあつたとか、そんなような事例は何ほどもあるわけですね。だから、そういう点では私ちよつと、こういう以外に救済の道なしというお考えは納得いきかねるのですけれども、この辺のところをもう少し、どういふ議論がなされたか。実態としてどうであり、しかも、周辺の鉱害復旧が進みますと、この辺は水がどつとまとまつてつくようになつて、もう毎年水がかかるというふうな深刻

○三村参事 鉾害申請してから実際行うまでの期間、それぞれの案件で違いますので一概には申し上げられませんが、大体復旧事業団が基本計画を立ててそれが認可になってくる、それから実施

計画を立てるわけですが、最近この基本計画の認可が十月月ぐらいかかっておるといふふうに思っております。この点については、事業団にあるいは通産に、いつも早くしていただきたいということで、努力はしていただいております。それからもう一つ、事業団の充実ですが、これは私どもも向こうで事業団と一緒に話し合いますこともたびたびでございますが、事業団としては、やはり限時立法である限りはその後のことを考えなければならぬ、あるいはお役所の関係等もあるようで、なかなか私どもとしては強化していただいて、少なくとも事業が早く終わるように、あるいは被害者側から考えてみますと、もう有資力炭鉱の分も一緒に事業団にやってくさい、こういうことをお願いしておりますが、いま申し上げますような限時立法だということ、事業団もお困りになっておるようなことでございまして、ほかのお役所等にはそのたびにお願いはしておりますけれども、現実には実現してないというのが現在の情勢でございます。

○小沢(和)委員 時間が来ましたから終わります。ありがとうございます。

○枝村委員長 石原健太郎君。

○石原(健)委員 三村参考人にお尋ねしたいのでありますけれども、被害者同盟の会長さんということでは何かと大変御苦労が多いかと思うのですけれども、復旧不適地と言われるような農地、こういう農地を復旧するには百万とか二百万といったような金額がかかるのじゃなからうかと思われのですけれども、そうして復旧したんばでとれるお米は一反歩で十俵としても十七万前後、利益となりますと五、六万ぐらいじゃないかと思われるわけでありまして、それからまた、国全体を見ますときに、六十万町歩ですか、その程度に及ぶ減反というようになこともなされておるに、そういう多額なお金をかけて農地を回復するよりは、金銭で賠償してどんどんやった方が、農家のためにも国のためにもいいのじゃないかというようになことも私なりに考えられるわけなんですけれども、そ

ういった金銭賠償がなかなか進まない理由を被害者側から見られた場合、どういふ点にあるのかといったようなことと、あとこの答申には今後においては、鉱害の早期かつ効率的な処理を図るため「復旧不適地制度の適用のための「共同省令」を制定する必要がある。」というようにお考えになっておられますが、これについてはどういふようにお考えになるか、その二点をお聞きしたいと思います。

○三村参考人 復旧不適地の取り扱いでございますが、被害者組合としましては復旧不適の取り扱いには十分検討した上でなければ応じなさんなという指導を受けてやっております。と申し上げますのは、復旧不適地で残しますと、それはいつまでも鉱害地で残ってまいります。あるいは水没地のまま残ってまいります。それで、できる限りは周囲の団地と関連を持ってやる。復旧不適地といいますが、復旧農地の政府の補助金の限度が決まっておりますが、その限度を超えたら復旧不適農地だといふふうにやもするかと考えることは、国土保全の意味からも私は危険だと考えております。しかし、どうしてもしなければならぬ復旧不適地であるというものは、いままでのところ被害者組合からこういうことで復旧不適地の取り扱いを受けておるというように申し出は聞いたことがございません。法律の大体の立法趣旨は国土の保全でございますし、また被害者もそういうことを考えておりますので、復旧不適地の取り扱いを進めろということとはどういふ意味か私どもにはわかりませんが、家屋の場合等には各地に間々起こることがございます。周辺が高い土地であつて非常に石垣を高くしなければならぬというようなものは、二聞いたことはございますが、農地に関してはいまのところ復旧不適地に応じなさいというような指導はやっておりません。

○石原(健)委員 松田参考人にお尋ねいたします。裁定制度の活用が望まれるというようにおっしゃいましたけれども、いままで裁定制度が十分活用されるに至らなかった原因といひますか、

ネックとなつていたものはどういふことなのか御説明いただきたいと思ひます。

○松田参考人 いままでの裁定制度は、関係者の方々でいろいろ問題を処理していただいておりますが、私ども今後心配いたしますのは、やはりこの十年の間で解消するということになりますと、現状申し立て数は漸増の傾向にございますが、今後十年の間でやつてしまおうと非常にテンポを速めますと、そういうのがかなりふえるのではなからうか、そういう考え方で少しいろいろな問題を早急に処理できるような裁定機関を強力にしたいだけではないかという考え方で申ししたのでございます。

○石原(健)委員 終わります。

○枝村委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ当委員会に御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

次回は、来る四月一日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会